



フードデリバリー業界における 特定受託事業者取引適正化法への対応および論点

2023 年 9 月 26 日

一般社団法人日本フードデリバリーサービス協会

ご説明事項



1. 日本フードデリバリー・サービス協会(JaFDA)の概要
2. 配達員との契約関係
3. フードデリバリー配達員の業務状況
4. 検討いただきたい論点

日本フードデリバリーサービス協会(JaFDA)の概要



フードデリバリーサービスが抱える様々な可能性と課題に対して、業界横断で対処し、更なるサービスの発展・向上、新たな社会・生活の振興を図るため、2021年2月に設立。

協会概要

名称: 一般社団法人日本フードデリバリーサービス協会

略称: JaFDA

設立日: 2021年2月3日

代表理事: 末松 広行(元農林水産省事務次官)

目的:
フードデリバリー業界が抱える諸課題に対して、業界全体で取り組むことで健全な発展を促す。

利用者に安心・安全にサービスをご利用いただく環境を事業者間で連携して整備することで、サービス水準の確保と信頼性の向上を図っていく。



オンライン設立発表会の様子 (2021.2.3)



協会ホームページ: <https://www.jafda.or.jp/>

JaFDAの概要:会員企業



フードデリバリーのマッチングサービスを提供する 8 社が会員となって活動している。

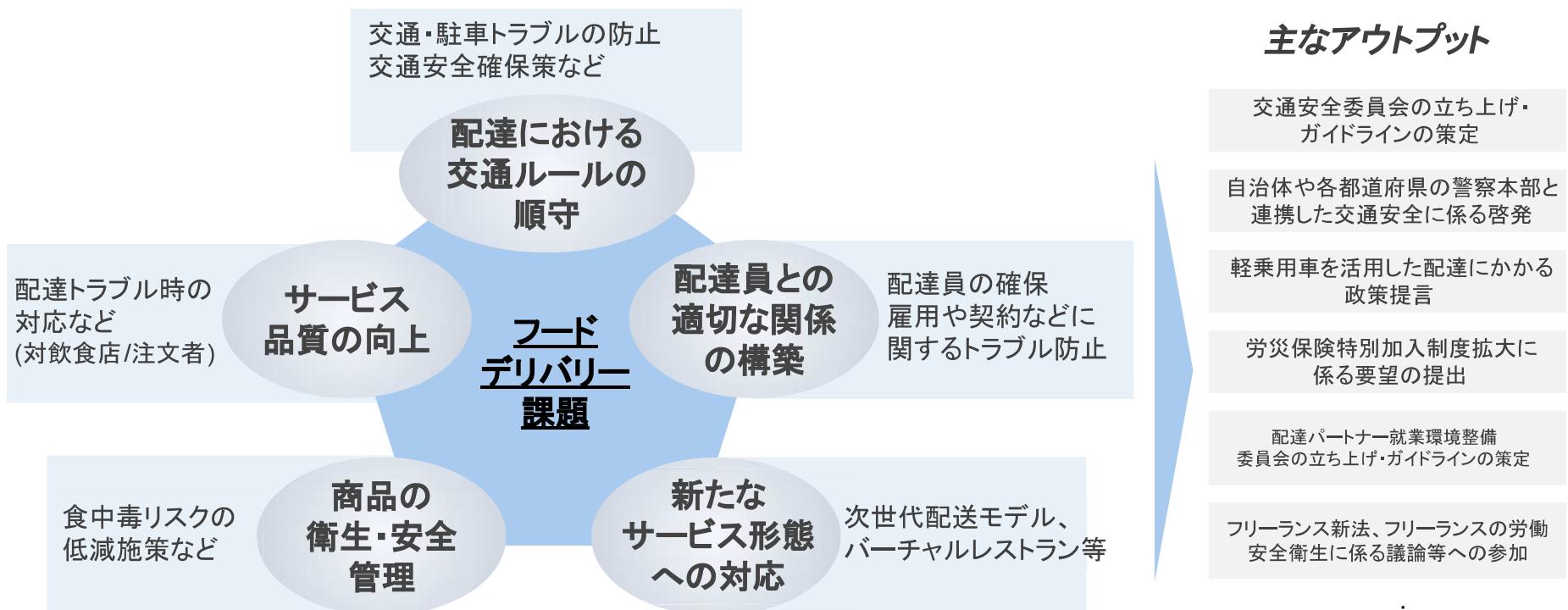
企業名(正会員AB順／五十音順)	サービス名	開始時期	展開地域	配達員数	登録店舗数
Uber Eats Japan 合同会社	Uber Eats	2016年9月	47都道府県	10万人以上	10万店以上
株式会社出前館	出前館	2000年10月	47都道府県	非公表	10万店以上
menu株式会社	menu	2020年4月	33都道府県	非公表	9万店以上
株式会社ライドオンエクスプレスホールディングス	fineDine	2008年8月	1都1県(東京都・神奈川県)	非公表	非公表
Wolt Japan株式会社	Wolt	2020年3月	24都道府県	非公表	非公表
株式会社Chompy	Chompy	2020年	東京	非公表	1,100店以上
スターフェスティバル株式会社	ごちクル	2011年6月	47都道府県		
日本フードデリバリー 株式会社	くるめし弁当	2009年8月	1都1道2府9県	非公表	700店以上

出所:各社発表及び報道資料等より直近の数値を使用(2023年8月現在)

JaFDAの概要: 主な取り組み



交通ルールの遵守、配達員との適切な関係性の構築、サービス品質の向上などの課題に対し、業界横断で指針や自主ルールを作成し、フードデリバリー産業の健全な発展を図っている。



ご説明事項



1. 日本フードデリバリー・サービス協会(JaFDA)の概要
2. 配達員との契約関係
3. フードデリバリー配達員の業務状況
4. 検討いただきたい論点



ビジネスモデルおよび配達員との契約関係

プラットフォーム事業者が配達員に配達業務を委託する形態、プラットフォームの仲介により飲食店が配達員に配達業務を委託する形態など、様々な関係が存在する。

類型	個人業務委託型	個人業務仲介型	店舗側配達型	法人業務委託型
PF事業者	業務委託	仲介	— (注文時仲介)	業務委託
配達パートナー	業務受託 (個人事業主)	業務受託 (個人事業主)	被雇用 (アルバイト)	被雇用 or 再受託
飲食店	—	業務委託	雇用	—
運送事業者	—	—	—	雇用 or 業務受託
該当する会員企業	Uber Eats、出前館、Wolt	menu	REX、Uber Eats、出前館	Uber Eats、出前館、menu、Wolt

プラットフォーム事業者が配達員に配達業務を委託する形態



基本契約と個別契約

基本契約:配達員がプラットフォームに登録する際に合意する利用規約

- 委託するサービスの概要、報酬の種類や支払い方法、個人情報の取り扱い、解約条件などの基本的な事項を定める。一部の事業者は、報酬の算定式を基本契約で明示している。

個別契約:個別の委託・仲介時に提示

- おおよその配達距離、所要時間、一部事業者では想定報酬額などを記載。
- 提示された条件を見て、配達員は受託するか否かを選択することができる。
- 報酬額の決定方法は事業者によって異なるが、配達距離、所要時間、需要・供給のバランスなどを考慮した算定式で決定される



ご説明事項



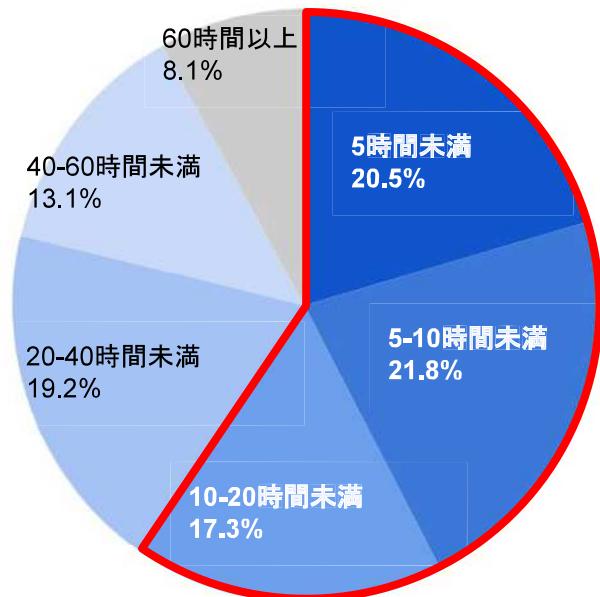
1. 日本フードデリバリー・サービス協会(JaFDA)の概要
2. 配達員との契約関係
3. フードデリバリー配達員の業務状況
4. 検討いただきたい論点

フードデリバリー配達員の稼働実態

約60%の配達員は、1週間の就業時間が20時間未満。

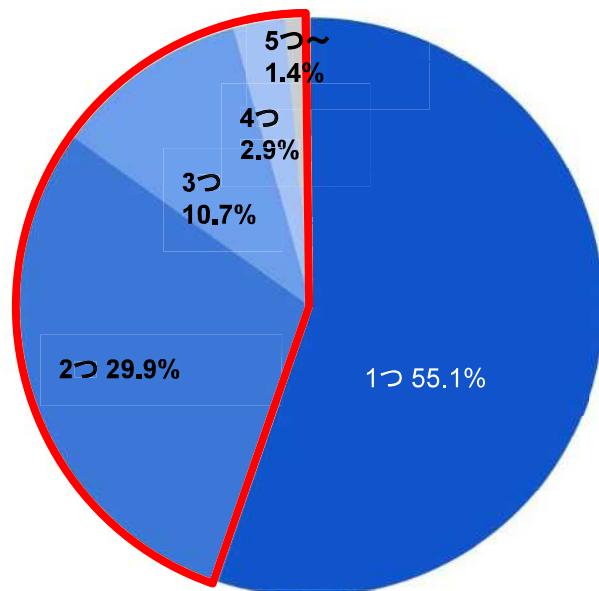
約45%の配達員は、2つ以上のプラットフォームを利用しており、特定の事業者への依存度は限定的。

一週間の平均稼働時間
(有効回答数 13,844)



※直近1ヶ月。直近1ヶ月に業務を行っていない場合は、最後に業務を行った週

直近一か月で稼働したプラットフォーム数
(有効回答数 13,333)



※「直近1ヶ月は稼働していない」を除いた回答者

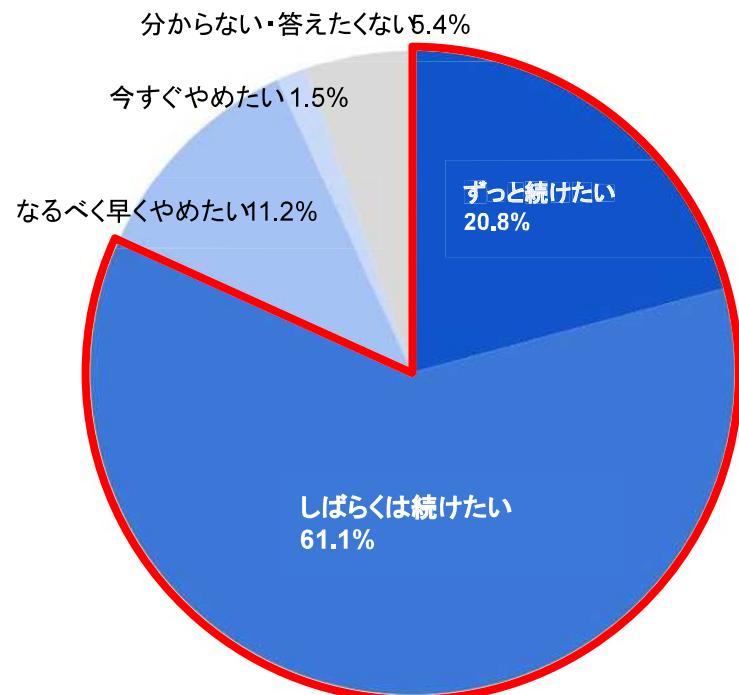
出典:フリーランス白書2022(フリーランス協会)

配達員のフードデリバリー業務に対する考え方



大多数の配達員は、自由で柔軟な働き方を今後も続けていきたいと考えている。

フードデリバリー配達業務の継続意向 (有効回答数 13,844)



今の働き方に対する満足度 (有効回答数 13,844)



- いつでも自由に働ける事にメリットを感じます。よく個人事業主か雇われているかの補償の事で論争が行われていますが、不満がある人はピザや寿司などのデリバリーでアルバイトや社員で雇われて働けばいいだけの事。自由に働けず、シフトなどの制限があるのであれば、私は配達員をやっていない。(30代)
- これまで一般企業の正社員で働いていましたが2人目出産後の社会復帰に関してやはり子持ちの立場では意見も言いづらく疎外感がありました。…個人事業主は全責任が自身にあるので緊張感のある毎日ですが、サポートの方も丁寧に指導して下さいますし何より少しの時間でも稼働できるのは今の私にとっては魅力的ですもう少し子供が大きくなるまでは続けたいと思っています。(20代)

出典:フリーランス白書2022(フリーランス協会)

JaFDA 配達パートナーガイドラインの策定



フリーランス新法の策定に先駆け、下請法を参照して配達パートナーの就業環境整備に向けたガイドラインを策定し自律的に対応。

策定目的:

配達員が個人事業主として配達業務に当たる新しい働き方の広がりに伴い、フードデリバリー事業者において配達員との適正な関係を構築し、配達員にとって安心・安全な就業環境を整備する。

規定事項:

- 配達員の登録及び登録停止の適正化
- 配達員の配達業務の条件の適正化
- 配達員による適正かつ円滑な業務遂行のサポート
- 配達員が安心・安全に働ける環境の整備

策定経緯:

JaFDA内に設置された配達パートナー就業環境整備委員会において、2021年11月から議論を開始。
9回の会合を経て、2022年3月のJaFDA理事会において決定。

公表:2022年3月29日

委員会構成:

委員長	大内伸哉(神戸大学教授、JaFDA理事)
副委員長兼事務局	出前館、menu、Uber Eats
会員企業委員	Uber Eats、出前館、menu、ライドオンエクスプレスホールディングス、Wolt Japan、エニキヤリ、DiDi Food、DoorDash Technologies Japan
外部専門家委員	プロフェッショナル＆パラレルキャリア・フリーランス協会
オブザーバー	厚生労働省 雇用環境均等局在宅労働課 農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部外食・食文化課 国土交通省 自動車局 貨物課
ゲストスピーカー	公正取引委員会 経済取引局 総務課 経済調査室

配達員ガイドラインによるフリーランス新法への対応



JaFDAガイドラインは、事前書面交付や報酬支払期限、各種禁止行為など新法が定める規定を含んでいる他、アカウント停止条件の提示や保険の付保など事業特有の規定も盛り込んでいる。

項目		フリーランス新法	下請法	JaFDAガイドライン
契約内容の明示	発注書面の交付	○	○	○
	取引記録の書類の作成及び保存	—	○	○
支払遅延	期日における報酬の支払い・支払遅延	○	○	○
	遅延利息	—	○	—
その他の禁止行為	受領拒否	○	○	○
	減額	○	○	○
	返品	○	○	非該当
	買いたたき	○	○	○
	購入利用強制	○	○	○
	報復措置	○	○	—
	有償支給材の早期決済	—	○	非該当
	割引困難手形	—	○	非該当
	利益提供要請	○	○	○
	不当なやり直し	○	○	○
	募集情報の的確な表示	○	—	○
	育児・介護等の両立への配慮	○	—	—
就業環境の整備	ハラスメント行為に関する体制整備	○	—	—
	中途解除等の予告	○	—	○
追加条項	登録アカウント停止条件の提示	—	—	○
	保険の付保	—	—	○

ご説明事項



1. 日本フードデリバリー・サービス協会(JaFDA)の概要
2. 配達員との契約関係
3. フードデリバリー配達員の業務状況
4. 検討いただきたい論点

第二章(特定受託事業者に係る取引の適正化)

第3条第1項(特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等)関連

所定事項全般の明示方法について

- フードデリバリー・プラットフォームにおけるフリーランスへの業務委託では、アカウント作成時に基本契約を締結し、その後実際の業務受託において都度個別契約を結ぶという、フリーランスの中でも特徴のある形態を取っている。
- フリーランスとの取引に係る基本契約と個別契約が存在し、双方が業務委託契約を構成している場合には、個別契約が成立した時点において、基本契約と個別契約を総合的に見て所定事項が明示されていれば、3条1項の明示義務を履行していると認められる旨、明示いただきたい。

報酬額の確定方法について

- フードデリバリーにおいては、レストランでの調理の遅れ、交通状況、到着時に注文客がいないなどの不測の事態で、想定よりも一件の配達に長い時間を要することがある。極端なケースでは、配達終了後に報酬額を調整し、増額する場合がある(減額はない)。
- フードデリバリーにおいて個別契約は、多い配達員では1日に数十件(1時間当たり複数件)に上る場合があり、他方で最終的な報酬額は一件当たり数百円程度と比較的少額に留まる。そのため、上記のような事態における調整金額の決定について、逐一配達員との個別協議を要求することは、双方にとって現実的ではない。
- **報酬額の確定**報酬額の確定に関して、少額の委託を頻繁に行う業種においては、最終的な報酬額が事前に提示した想定報酬額を下回らない限り、かつ一定の予見可能性を確保できれば、個別の配達員との協議は不要とする例外を検討いただきたい。

第3条第1項(特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等)関連

電磁的方法による明示について

- デジタル化の進展によりコミュニケーションツールが多様化しており、また新法は、インターネット・アプリ上のやり取りでほぼ全ての取引が完了するオンラインフードデリバリーのようなビジネスモデルについても対象としている。これを踏まえ、**電磁的方法による明示には、チャットやアプリにおける表示など、柔軟な方法を認めて頂きたい。**
- 上記の表示について、アプリ等の仕様上 text ファイルや PDF ファイルとしてダウンロードできないものであっても、携帯端末等の機能でスクリーンショットを取ることができ、またアプリ等にアクセスすれば確認することができる場合は、電磁的方法による明示に該当すると認めて頂きたい。

第3条第2項(特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等)関連

書面の交付方法について

- フリーランスの求めに応じて書面を交付しなければならない義務の目的は、インターネットを使えないまたは使い慣れていない特定受託事業者の保護と理解しており、そもそもフードデリバリーのように、オンライン上の受託が前提となっている業務の場合には、このような保護は不要と考えられる。その旨を、除外事項としてのただし書き「フリーランスの保護に支障を生ずることがない場合として公正取引委員会規則で定める場合」において明示いただきたい。

第5条(継続的な業務委託を行う特定業務委託事業者の遵守事項)関連

継続的な業務委託の定義について

- アプリに登録(基本契約を締結)したものの実際の配達(個別契約)をしない配達員や、長期間配達を中断しているもののアカウントだけ保持する者も多い。そのような配達員については、「継続的な業務委託」の趣旨に適さないことから、追加の義務を課さない方向で検討いただきたい。
 - 登録だけして稼働していない配達員は多数に上り、人数規模的にも非常に大きなものとなっている。

報酬の減額(1項2号)、給付内容の変更の禁止(2項2号)について

- フードデリバリーでは、特定受託事業者の帰責性なく、注文者や飲食店の都合で注文がキャンセルになってしまう事例がごく稀にある。請負の性質を持つ契約で仕事が完了していないため、上記の原則に基づき、当初予定された報酬額が支払われないとても、5条1項2号により禁止される報酬減額にはあたらないとの理解でよろしいか。
 - なお、キャンセルまでに費やされた労力に応じ、プラットフォーム事業者において一定の補償を行うのが一般的である。
 - また、請負契約の場合、仕事が未完成であれば原則として報酬は支払われず、部分的に完成している場合には、完成した当該部分によって注文者が利益を受けるのであれば当該部分についてのみ報酬債権が発生する(民法634条)。
- また、費やされた労力がわずかであると認められることを前提に、このような事例が稀であること、数百円等の比較的少額かつ頻繁に行われる可能性のある請負契約であることから、このような契約の途中解除が特定受託事業者の利益を不当に害する給付内容の変更(5条2項2号)にあたるものではないと言えるか、明示して頂きたい。

第一章(総則)

第2条第7項(報酬の定義)関連

電子マネーでの報酬支払いについて

- プラットフォーム型の事業では、フリーランス側も一部を電子マネーで受け取ることを望むケースが多く、手数料をフリーランス側に負担させない、支払期限内に付与するといった要件の下では、許容されるべきであると考える。また、労働基準法施行規則の改正により、2023年4月からは給与のデジタル払いが解禁されている。
- このような流れを踏まえ、フリーランスに対する報酬についても、電子マネーでの支払いが認められる旨を示して頂きたい。

第二章(特定受託事業者に係る取引の適正化)

第6条(申出等)、第8条(勧告)関連

確約手続きについて

- 下請法の運用においては、公正取引委員会が調査に着手する前に違反行為を自発的に申し出たうえ、必要な措置を講じている親事業者については、公正取引委員会による勧告の対象から除外することとされている。また、独占禁止法においては、違反被疑行為について、公正取引委員会と事業者との間の合意により自主的に解決を図る確約手続が設けられている。
- 本法においても、違反(被疑)行為に対する法執行について、これらと同様又は類似の措置を設けることを検討して頂きたい。

その他

下請法その他の法律との関係

- 下請法、独禁法その他の法律と本法との適用関係については、発注事業者、フリーランス双方にとって分かりやすい形で明確化して頂きたい。